

災害（震災）時における当面の対応方針

平成23年12月22日 区長決定

災害（震災）時における対応については、現在の地域防災計画及び「職員防災行動マニュアル」では、本区における震度が5強以上のときに行うとしている。しかしながら、今般の東日本大震災（平成23年3月11日午後2時45分発災）の際には、本区における震度は5弱であったが、区民や帰宅困難者の避難行為等が広汎に発生し、一定の対応が求められる事態となった。

このような状況を踏まえ、区民等の安全を確保するため、地域防災計画修正（平成24年度を予定）までの間、震度5弱の場合の当面の対応方針等を下記のとおり定める。

1 震度5弱対応について

（1）災害対策本部の設置

- ① 職員の勤務時間内（午前8時30分～午後5時15分）に本区において震度5弱の地震が発生した場合には、速やかに災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。この場合の本部組織及び所掌事務は、現行の地域防災計画における災害対策本部初動期シフトに準じるものとし、別表1のとおりとし、本部組織内の調整及び組織の拡充（中期シフトへの移行＝災対各部の設置）については、本区における被害の発生状況等を勘案して、本部長が決定する。

なお、本部の廃止は、区内の災害応急対応の状況を勘案して、本部長が決定する。

- ② 夜間休日その他職員の勤務時間外に震度5弱の地震が発生した場合には、現行の地域防災計画における臨時災害対策本部編成員を構成員として臨時災害対策本部を設置し、その組織体制及び所掌事務等については、上記①と同様とする。

（2）避難所の開設

- ① 職員の勤務時間内に震度5弱の地震が発生した場合には、本部の決定により、各小中学校等（小中学校、旧元町小及び文京江戸川橋体育館をいう。以下「小中学校等」という。）に避難所を開設する。この場合、小中学校等に防災行政無線等により速やかに連絡する（本部班、避難所開設班）。

学校長は、避難区民等のために開放する避難エリアをあらかじめ定めておく。ただし、避難者等の状況や学校運営への影響を考慮して、学校長が適宜変更することができる。

なお、避難者等の中に支援を要する高齢者、障害者、病弱者等がいる場合には、一般の避難者等とは別にエリアを設けるなどの配慮をするように努める。

また、危機管理室防災課は、旧元町小学校においては管理委託者と、江戸川橋体育館においては指定管理者と、上記と同様の対応について、あらかじめ協議しておく。

- ② 夜間休日その他職員の勤務時間外に震度 5 弱の地震が発生した場合には、臨時災害対策本部編成員及び非常配備体制により参集した学校長及び学校教職員が、避難所を開設する。また、避難所運営協議会関係者等による開錠や避難所開設への協力を可能な範囲で得る。

避難所を開設したときは、防災行政無線等により、速やかに本部に連絡し、連絡が了承された時点で本部決定による避難所となる。

- ③ 避難所を開設した場合には、危機管理室は、固定系防災行政無線、エリアメール、区ホームページ等により区民等に周知する。

(3) 避難所の運営

- ① 職員の勤務時間内に震度 5 弱の地震が発生した場合には、避難所は、学校長及び区職員（チーフ・サブチーフ）の管理のもと学校教職員及び区職員が運営する。

（ただし、旧元町小学校においては、管理者である順天堂大学と区職員、文京江戸川橋体育館においては管理委託先である指定管理者と区職員が運営する。）

- ② 夜間休日その他職員の勤務時間外に、震度 5 弱の地震が発生した場合には、避難所は、臨時災害対策本部編成員及び非常配備体制により参集した学校長、学校教職員が運営する。（役割分担例 別表 2）。
- ③ 避難する区民等がいる場には、学校長、学校教職員、区職員等は、支援に必要な物資（毛布、水、食料等）を、防災倉庫から供出する。
- ④ 避難所は、数日間の範囲内の運営を想定しているため、原則として区（学校長及び区職員）による運営（避難所運営本部は設置しない。）とする。
- ⑤ 職員の勤務時間内に震度 5 弱の地震が発生した場合で、発災直後に近隣住民等（近隣住民、近隣事業者従業員、他校の通学学生、通行人等）が安全のための避難を求めてきたときは、学校長は、児童生徒の安全を図った上で、学校運営に支障のないエリア（校庭、安全確認後の体育館等）を一時的に提供する。
- ⑥ ①、②及び④においては、避難所運営協議会関係者等の協力を可能な範囲で得るものとする。

(4) 小中学校の避難所の閉鎖及び地域活動センターでの一時的避難所の開設

避難所の閉鎖は、本部の指示によって行う。閉鎖指示の時点で、区民等が避難している場合には、本部指示により、学校所在の地域を所管する地域活動センター内に一時的避難所を開設し、区民等を区職員が誘導する。地域活動センターは、併設する区民会館等を避難スペースとして区民等に提供し、支援に当たる。その運営は、地域活動センター職員と地域活動センター班の区職員が、所長の指示のもとに行う。

(5) 避難所等への職員の動員体制

- ① 各部長は、震災時における災害対策本部の事務に従事すべき職員の名簿を作成し、危機管理室に提出する。危機管理室は、その名簿をもとに、職員の勤務時間内における派遣する職員の名簿をあらかじめ定めておく（別表3）。
- ② 職員の勤務時間内に震度 5 弱の地震が発生した場合には、本部は、避難所及び地域活動センターに当該施設担当の臨時災害対策本部員のチーフ及びサブチーフ等と上記①で定めた名簿に基づき、順次区職員を派遣する。
- ③ 夜間休日その他職員の勤務時間外に震度 5 弱の地震が発生した場合には、臨時災害対策本部編成員が、小中学校等及び地域活動センターに参集する。
この場合における参集職員以外の職員は、本部からの指示に備えて自宅で待機するとともに、情報の収集に努める。本部は、避難所の職員の参集状況や避難区民等の状況により、避難所間の職員数の調整や追加参集を行う。
- ④ 救出・救護班（保健衛生部）は、避難者の体調不良者に対応するため、保健師等を自席に待機させる。

(6) 開庁時間帯における事業継続計画（BCP）との関係

震度 5 弱の地震が発生した場合、災害対策本部体制が継続する間の区の業務は、平常業務とするが、職員の動員体制を定める際には、文京区事業継続計画（平成 23 年 6 月策定）に配慮して行う。

(7) 学校等（小中学校及び幼稚園、以下「学校等」）における児童生徒等への対応

- ① 震度 5 弱の地震が発生した場合には、学校等は、教育委員会の指示及び学校長の管理のもとで、在校（園）する児童生徒を学校及び幼稚園内で保護する。校外行事等で学校外や園外にいる場合は適宜安全な方法で保護する。
なお、帰宅途中の児童生徒がいる場合には安全の確保を可能な範囲で行う。
- ② 保護者との連絡は、固定電話、携帯電話、学校安全システム、ツイッター等により可能な限りとることとし、保護者等による引き取りがない限り、原則として学校管理下で保護する。
- ③ 児童生徒等の保護のため、併設・近隣の幼稚園からの備蓄物資等支援要請がある場合には、必要に応じて避難所を運営する学校長又は区職員の判断により供出する。

(8) 区民施設等の利用者への対応

震度 5 弱の地震が発生した場合（開庁時間内）には、各区民施設等は、施設を所管する部署と緊密に連絡を取りながら、下記のとおり対応を行う。

- ① 保育園、児童館、育成室、障害者施設等については、保護者との連絡をツイッター等の連絡手段により可能な限り行い、保護者等による直接引き取りが行われるまで、原則として、施設内で保護する。

施設を所管する部署は、各施設の状況を把握し、必要な場合は支援物資を本部

による調整を経て、搬送する。

- ② 区及び指定管理者等により管理される施設については、施設管理者は、利用者及び施設の安全確認を行った後、利用者等への情報提供（避難所及び帰宅困難者受入れ施設等の情報）を行い、利用者へのサービス提供については、利用者及び行事主催者と協議の上、中止の要請をする。

なお、利用者の希望があれば、一定時間当該施設内で保護する。

(9) 地域活動センターの役割

- ① 職員の勤務時間内に震度 5 弱の地震が発生した場合には、地域活動センター班の職員は、所長の管理のもと、本部との連絡及び地域の被災状況の把握に努めるとともに、区民等からの問い合わせに対し、避難所の開設状況や帰宅困難者の受入れ場所等についての情報を提供する。

避難する区民や帰宅困難者が支援を求めてきた場合には、上記情報を提供する。

- ② 休日夜間その他職員の勤務時間外に、震度 5 弱の地震が発生した場合には、臨時災害対策本部編成員が、各地域活動センターに参集し、地域活動センターの所長等の職員が登庁するまでの間上記①の活動を行う。

(10) 帰宅困難者等への対応

(平常時)

- ① 危機管理室は、区内の大規模事業者を中心にあらかじめ帰宅困難者対応について、従業員等の事業所内待機、物資の備蓄、及び帰宅困難者受入れの協力について依頼する。

また、中小企業等については、従業員等の事業所内待機、物資の備蓄を求める。

- ② 危機管理室は、区内の大学等にあらかじめ帰宅困難者対応について、学生等の大学内待機、物資の備蓄及び帰宅困難者受入れの協力について依頼する。

(災害時)

- ① 職員の勤務時間内に震度 5 弱の地震が発生した場合には、シビックホール大ホール及び小ホール並びに 2 階戸籍住民課前のラウンジを帰宅困難者のために開放する。

また、帰宅困難者の状況に応じて、低層階部分を順次本部の判断により、帰宅困難者のために開放する。

- ② 本部班（施設管理部）は、シビックセンター内の帰宅困難者のために、毛布、水、食料等の物資を供出するとともに、施設を開放している旨の表示や近隣交通機関等を含む周囲への周知、交通機関に関する情報の提供を指定管理者である財団法人文京アカデミーと協力して行う。

- ③ 救出・救護班（保健衛生部）は、帰宅困難者の体調不良者に対応するため、保健師等を自席に待機させる。

- ④ 区内の帰宅困難者の発生状況を勘案して、本部は、シビックセンターのほかに

スポーツセンターを管理する指定管理者に対し、帰宅困難者の受入れについて、支援を要請する。(別表4)

- ⑤ 区内の帰宅困難者の発生状況を勘案して、本部は、大規模事業者及び区内大学に対して、帰宅困難者の受入れについて支援を要請する。

なお、区内の都立高校については、帰宅困難者受入れ施設となっているため、受入れ状況等の情報連絡を確認する。

- ⑥ 情報班(企画政策部等)は、都及び近隣区等と情報交換を行い、必要な情報を帰宅困難者に提供する。

- ⑦ 夜間その他地域活動センター職員の勤務時間外に、震度5弱の地震が発生した場合には、本部参集職員による臨時災害対策本部が組織され、本部の指示により、シビックセンター内に帰宅困難者対応エリアを定め、帰宅困難者に開放する。

(学校における対応)

- ⑧ 職員の勤務時間内に震度5弱の地震が発生した場合に、帰宅困難者が学校に避難を求めてきたときは、学校長及び避難所に派遣された区職員と協同して、学校運営に支障のないエリア(校庭、安全確認後の体育館等)で、休憩場所の提供並びにトイレ及び水の提供など一時的な支援を行う。併せて、帰宅困難者対応施設を案内する。(別表4)

危機管理室は、旧元町小、江戸川橋体育館においても、指定管理者等が同様の対応を行うよう依頼する。

- ⑨ 夜間その他職員の勤務時間外に、震度5弱の地震が発生した場合には、臨時災害対策本部編成員等により運営される避難所において、帰宅困難者への一時的支援を行うとともに、帰宅困難者対応施設を案内する。

(11) 食糧等の備蓄

危機管理室は、シビックセンター内の区民施設等の利用者等を一時的にその施設に待機させるため、飲料水、食料、生活必需品等を備蓄する。また、その他区民施設等についても、施設管理者は、可能な範囲で飲料水、食料、生活必需品等の備蓄に努める。

(12) 災害時要援護者への対応

- ① 民生委員、町会長等からの問い合わせがあった場合には、地域活動センター班を中心に、安否確認等の状況把握を行い、支援が必要な場合は、対応を行う。

② 避難所での対応

- ・避難スペースの確保

災害時要援護者の避難の状況に応じて、保健室や会議室など専用のスペースの確保に努める。

- ・災害時要援護者への配慮

食事、水等の食糧や毛布等の生活物資の優先配布や健康状況の把握に努める。

(13) 情報連絡手段の確保

災害対策本部と避難所等が、迅速かつ確実な連絡を確保できるよう、行政無線を補完するため、内線電話、衛星電話等を活用する。

2 震度 5 強以上の地震が発生した場合の避難所運営等について

(1) 避難所への職員の動員体制

震度 5 弱の場合の対応【1 の (5)】と同様

(2) 避難所の開設及び運営

- ① 避難所の開設の決定は、区の災害対策本部で行う。
- ② 学校長、学校教職員及び区職員（区から派遣される職員）は、速やかに避難所を開設し、避難所運営協議会と協働して、被災者の受入れ体制を整える。
- ③ 夜間休日その他職員の勤務時間外に発災した場合には、避難所運営協議会関係者及び区職員（臨時災害対策本部編成員）は、避難所開設に着手する。
- ④ 避難所を開設した後、学校長、区職員及び避難所運営協議会は共同して避難所運営本部を設置し、避難所を運営する。
- ⑤ 発災直後、避難者等が集まっているときは、学校長の管理下にある当該施設学校教職員は、学校運営に支障の少ないエリア（校庭、安全確認後の体育館等）に避難者を誘導し、避難者の不安の緩和を図るなど混乱防止に努める。
- ⑥ 災害対策本部は、避難所の避難者の状況を確認の上、避難所の閉鎖を決定する。
- ⑦ 避難所の運営は、災害対策本部の管理及び責任の下で行われる。
- ⑧ 避難所の運営は、学校教育機能との調整を十分に図りながら行う。
- ⑨ 学校長は、あらかじめ避難エリアを定めておく（5 弱の対応の場合と同様）。
- ⑩ 乳幼児・高齢者・障害者等の災害時要援護者への配慮は、震度 5 弱の場合と同様とする。

(3) 帰宅困難者への対応

震度 5 弱の場合の対応【1 の (10)】と同様

(4) 避難所における区と学校と避難所運営協議会の役割分担（主なもの）

- ① 区職員の役割
 - ・各避難所のチーフ、サブチーフの指示の下、組織的な対応を行う。
 - ・災害対策本部及び地域活動センターとの連絡を行う。
 - ・警察、消防等関係機関との連絡を行う。

- ・町会や区民からの問い合わせへの対応を行う。
- ・災害に関する情報を提供する。
- ・学校側と避難所運営協議会側との調整及び避難所運営協議会への支援を行う。
- ・災害時要援護者への対応を行う。

② 学校教職員の役割

- ・学校長の指示の下、組織的な対応を行う。
- ・児童、生徒の安全確保をする。
- ・保護者等への連絡、問い合わせへの対応を行う。
- ・学校施設の安全確認をする。
- ・教育委員会との連絡調整をする。
- ・避難エリアと学校教育エリアの割振り及び調整を行う。

③ 避難所運営協議会の役割

- ・避難所運営協議会会長の指示の下、組織的な対応を行う。
- ・避難者の受付及び登録カードを作成する。
- ・あらかじめ学校側が定めた避難エリアにおける滞在場所（受入れスペース）の割振りをする。
- ・避難者への食糧、水等の支給を行う。
- ・清掃、仮設トイレの設置、ごみの管理等の衛生管理を行う。
- ・救援物資の管理を行う。
- ・避難所運営に係る避難者の組織編成を行う。
- ・ボランティアの受付、役割の付与を行う。

(5) 災害時要援護者への対応

① 安否確認

区職員で構成される救出・救護班、地域活動センター班は、災害時要援護者登録名簿を基に、町会及び民生委員等から、災害時要援護者の状況の収集を行うとともに、直接訪問、電話、FAX等により安否確認を行う。また、安否確認の際、家屋の倒壊の恐れなどで避難の必要がある場合には、避難の誘導、援助を行う。

さらに、避難所において、災害時要援護者の所在確認を行う。

② 避難所での対応

- ・避難スペースの確保
災害時要援護者の避難の状況に応じて、会議室など専用のスペースの確保に努める。
- ・災害時要援護者への配慮
食事、水等の食糧や毛布等の生活物資の優先配布や、区の保健師の巡回相談

等により健康管理に努める。また、視覚障害者や聴覚障害者への支援ボランティアの確保に努める。

③ 福祉施設等の活用

病弱者や介護が必要な高齢者等、避難所での対応が困難な場合には、必要に応じて医療機関や特別養護老人ホーム等の福祉施設に搬送し、保護に努める。

別表1 (災害対策本部体制)

(本部長) 区長、 (副本部長) 副区長、教育長		
組織名	行動内容	部・課名
本部班 (班長 総務部長)	本部の庶務、庁舎保全、各班の連絡調整、職員の動員体制の調整、シビックセンターにおける帰宅困難者対策等	危機管理室、総務部総務課、職員課、施設管理部、区議会事務局
情報班 (班長 企画政策部長)	災害関係情報の収集、指令、伝達、関係機関との連絡調整、区民対応、マスクミ対応等	企画政策部、会計管理室
救出・救護班 (班長 保健衛生部長)	被災者の救出、救護、応急救護、医療等	総務部契約管財課、税務課、保健衛生部、都市計画部、土木部、施設管理部
地域活動センター班 (班長 区民部長)	各地域活動センターとの連絡、情報収集及び伝達等	区民部、アカデミー推進部、資源環境部、監査事務局、選管事務局
避難所開設班 (班長 男女協働子育て支援部長)	避難所 (一時的避難所) の開設、運営、各避難所との連絡調整、指示等	福祉部、男女協働子育て支援部、教育推進部 ※ただし、避難所に派遣される職員は全庁対応とする

別表2 (避難所の役割分担例)

	勤務時間内に震度5弱の地震発生	勤務時間外に震度5弱の地震発生
管理者	学校長 (又は代理の副校長)	区職員。ただし、登庁後は学校長 (又は代理の副校長)
総務情報担当	学校教職員、区職員	学校教職員、区職員
避難者担当	学校教職員、区職員、避難所運営協議会関係者等	学校教職員、区職員、避難所運営協議会関係者等
支援物資担当	〃	〃

別表3 (職員の動員体制)

文京区内で震度5弱以上の地震が発生した場合の職員動員体制

平日	各避難所、地域活動センターへ臨時災害対策本部編成職員のチーフ及びサブチーフと予め各部署が定めている職員を含めた職員を速やかに派遣する。また、その後の状況に応じて、追加職員及び交代要員を順次派遣する。
土日・夜間	臨時災害対策本部編成職員を全員、招集する。また、その後の状況に応じて、交代要員を順次派遣する。

別表4 (帰宅困難者対応施設)

シビックセンター (大小ホール、低層階ラウンジ)、スポーツセンター、都立高校
--